主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山田重次の上告趣意について。

右は量刑不当論であるから、刑訴応急措置法第一三条第二項により上告適法の理由とならない。

よつて、刑訴施行法第二条旧刑訴第四四六条に従い、裁判官全員一致の意見によって、主文のとおり判決する。

検察官 十蔵寺宗雄関与

昭和二五年一二月二八日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	Ħ	藤	裁判官